（総務室並びに税務企画官及び企画官）

第三十三条　企画課に、総務室並びに税務企画官及び企画官それぞれ一人を置く。

［2～4　略］

5　企画官は、命を受けて、地方税に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（企画官及び国際広報官）

第三十六条　国際政策課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

3　国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。

（企画官及び統計データ二次的利用推進企画官）

第六十八条　統計作成支援課に、企画官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。

［2　略］

3　統計データ二次的利用推進企画官は、命を受けて、次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

一　調査票情報の提供並びに委託による調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。

二　匿名データの作成及び提供に関すること。

（地理情報室並びに調査官、首席統計情報官及び首席分類銘柄情報官）

第七十一条　調査企画課に、地理情報室並びに調査官、首席統計情報官及び首席分類銘柄情報官それぞれ一人を置く。

［2～6　略］

［削る］

（研修の課程）

第八十六条　自治大学校に、一般研修の課程として第一部課程、第二部課程、第一部・第二部特別課程及び第三部課程を、専門研修の課程として税務専門課程及び監査・内部統制専門課程を置く。

附　則

［削る］

（総務室及び税務企画官）

第三十三条　企画課に、総務室及び税務企画官一人を置く。

［2～4　同上］

［新設］

（国際広報官）

第三十六条　国際政策課に、国際広報官一人を置く。

［新設］

2　国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。

（企画官）

第六十八条　統計作成支援課に、企画官一人を置く。

［2　同上］

［新設］

（地理情報室並びに調査官、首席統計情報官、首席分類銘柄情報官及び統計品質管理官）

第七十一条　調査企画課に、地理情報室並びに調査官、首席統計情報官、首席分類銘柄情報官及び統計品質管理官それぞれ一人を置く。

［2～6　同上］

7　統計品質管理官は、命を受けて、統計調査部が所掌する統計の品質の維持及び向上に関する事務を行う。

（研修の課程）

第八十六条　自治大学校に、一般研修の課程として第一部課程、第二部課程、第一部・第二部特別課程及び第三部課程を、専門研修の課程として政策専門課程、税務専門課程及び監査・内部統制専門課程を置く。

附　則

（自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室の所掌事務の特例）

第十二条の二　自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室は、第二十五条第四項各号に掲げる事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方公務員の勤務成績の評定（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条第一項に規定する勤務成績の評定をいう。第二号において同じ。）に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　地方公共団体の職員の勤務成績の評定に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。